

自治調査会

vol. 002

発行日：2014年2月15日

2
2014

市町村職員向け情報提供誌

ニュース・レター

平成26年度 与党税制改正大綱を読む 2

かゆいところに手が届く！ — 多摩・島しょ自治体お役立ち情報 —

多摩地域の農業について 4
調査部 研究員 青木 麗雅

放課後対策への取り組みに関する調査
— 放課後子どもプランを中心に — 10
調査部 研究員 山岸 恵美

先進事例紹介

「読書シティ宣言」プロジェクト事業について
～ 山形県村山市 ～ 18

「ポイント制定員管理」の導入による自律的で柔軟な組織体制の構築
～ 福岡県福岡市 ～ 19

「かゆいところに手が届く！ 多摩・島しょ自治体お役立ち情報」調査テーマの募集 20

平成26年度

与党税制改正大綱を読む

昨年12月、平成26年度与党税制改正大綱が決定しました。今回の改正は、地方自治体にとっても非常に重要な内容を含んでいます。ここでは、自治体にとって特に重要と思われる事項について、ポイントを絞って紹介します。

【地方法人課税の偏在是正】

- 法人住民税法人税割の一部（約5,800億円）を国税化し（地方法人税（仮称）、地方交付税の原資とする。
- 法人事業税を一部国税化して税収の少ない自治体に重点配分している地方法人特別税の規模を2／3（約1兆8,000億円から1兆2,000億円）に縮小し、法人事業税に復元する。

（MEMO）

これらは、消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的とした措置とされています。

法人住民税の一部国税化については、地方税の根本原則に反し、地方の自主財源を充実させるという地方分権に逆行するとして、自治体側が反発しましたが、最終的には上記内容の決着となりました。

また、地方法人特別税については、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」とされていたところ、消費税率引上げ決定に伴う地方消費税及び地方交付税原資

の充実を理由に、東京都や神奈川県などが中心となって、その撤廃と法人事業税の完全復元を強く求めていましたが、今回は一部縮小・復元という形にとどまりました。

なお、大綱では、消費税率10%段階においては、「法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める」としているほか、「地方法人特別税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずる」ことなどを検討するとしており、自治体側も引き続きこの動きを注視していく必要があります。

【車体課税の見直し】

（自動車取得税）

- 消費税率8%への引上げ時において、税率を、自家用自動車については5%から3%、営業用自動車及び軽自動車については3%から2%にそれぞれ引き下げるとともに、エコカー減税の軽減率を拡充する。
- 消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）に、自動車取得税は廃止する。

（軽自動車税）

- 平成27年度以降に新規取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては約1.25倍にそれぞれ引き上げる。
- グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行う。
- 二輪車等については、税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げる。

（MEMO）

自動車取得税については、既に25年度大綱で、「二段階で引き下げ、消費税10%の

時点で廃止」する方針が決まっていた。今回は、この「二段階引下げ」の解釈を巡り、消費税8%段階（第一段階）での具体的取扱い（税率を下げるのか、それとも、エコカー減税拡充などで対応するのか）が議論になりましたが、結局、税率そのものを引き下げつつ、エコカー減税も拡充することで落ち着きました。

一方、自動車取得税廃止に伴い2,000億円近い減収となる自治体側は、その代替財源の確保を強く求めていました（25年度大綱でも「必要な財源の別途措置」を明記）。そこで、その減収分の補てん策として浮上してきたのが、軽自動車税の増税です。

軽自動車は地方の住民の生活の足として欠かせないものとなっているとの理由から、増税は「弱い者いじめ」であるとの強い反発もありましたが、最終的には上記のとおり決着しました。これによって、軽自動車税は、普通の自家用車の場合で、これまで年額7,200円であったのが、10,800円に引き上げられることとなります。

【その他】

（固定資産税（償却資産）、ゴルフ場利用税）

- 現行制度を維持。

（MEMO）

償却資産に係る固定資産税については、経済産業省などが中心となって、減免措置の導入を強く求めていました。赤字を抱える多くの中小企業にも恩恵が及び、設備投資促進につながるなどの理由からです。しかし、固定資産税は地方の重要な基幹税目であることから、総務省や自治体側がこれに強く反発し、結局、減免措置は見送られる

ことになりました。

また、ゴルフ場利用税については、スポーツ振興の観点から、文部科学省などが中心となってその廃止を求めていましたが、これについても、貴重な地方財源を失うことになる自治体側の強い反発があって、見送られることになりました。

〈参考〉

～消費税の軽減税率について～

参考までに、消費税の軽減税率導入を巡る動きについても、簡単に触れておきます。

生活必需品の消費税率を低く抑える軽減税率の導入については、その是非や導入時期などを巡って、与党内でも様々な議論が交わされました。その中で、導入に否定的な立場からは、税収減への懸念のほか、納税事務が煩雑になり（インボイス制度を導入して、品目ごとに税率と税額を整理しなければならなくなる）、とりわけ中小事業者の負担が重くなるという問題が提起されました。

結局、今回の大綱では、「消費税の軽減税率制度については、『社会保障と税の一体改革』の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する」とされ、「軽減税率の導入」自体は明記されました。ただし、その時期（税率10%時）については、「10%引上げ時」とも「10%段階のいつか」とも解釈でき、玉虫色の決着となりました。

いずれにしても、大綱は、今後「対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得る」としています。今後の議論の行方が気になるところです。

かゆいところに手が届く！ — 多摩・島しょ自治体お役立ち情報 —

「かゆいところに手が届く！多摩・島しょ自治体お役立ち情報」は、市町村の職員が日頃の業務で感じている疑問や他の自治体、民間企業などの動向など、把握したいと考えている事項について自治調査会が調査し、問題点や課題などを明らかにすることを目的に実施しています。

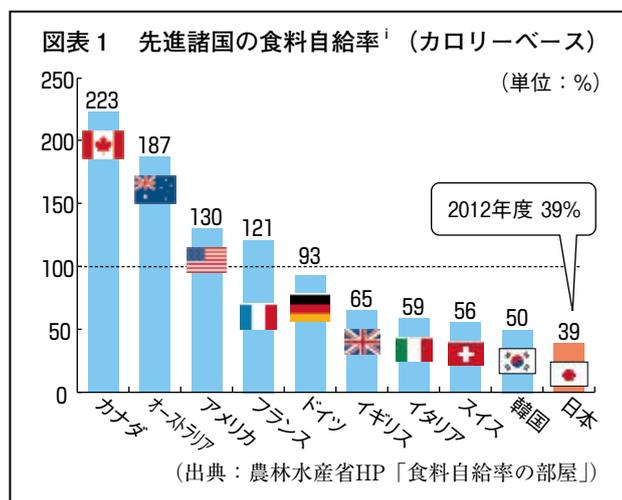
多摩地域の農業について

調査部研究員 青木麗雅

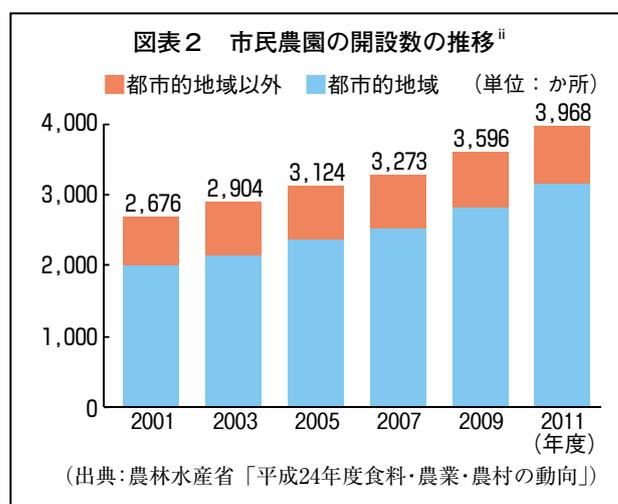
1. はじめに

安倍内閣によるアベノミクスでは、金融政策、財政政策、成長戦略の3つを基本方針とし、これらはまとめて「三本の矢」と表現されています。この矢の一つである成長戦略の中で、安倍晋三首相は「農業を成長分野と位置付け、産業として伸ばしていく」との意向を示しました。また、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉も大詰めを迎える中、日本の農作物の品質や安全性などが、アジア地域の富裕層などから高い評価を得るなど、日本の農業は国内外から注目を集めるようになりました。

しかし、日本の農業は、戦後の産業構造の変化や食生活の欧米化などにより衰退し続け、2012年度の食料自給率（カロリーベース）は40%を切っています（図表1）。



その一方で、国内における農産物直売所や市民農園の数は年々増加しており、農産物や農業に対する関心は、特に、自然に接する機会の少ない都市部の住民の間で高まっています（図表2）。



多摩地域においても、農業は新鮮で安全な農作物の供給だけでなく、緑地空間の提供や地域住民の交流の場として、まちづくりの重要な役割を担っているものの、都市化の進展や後継者不足により、耕地面積や農家数の減少が問題となっています。

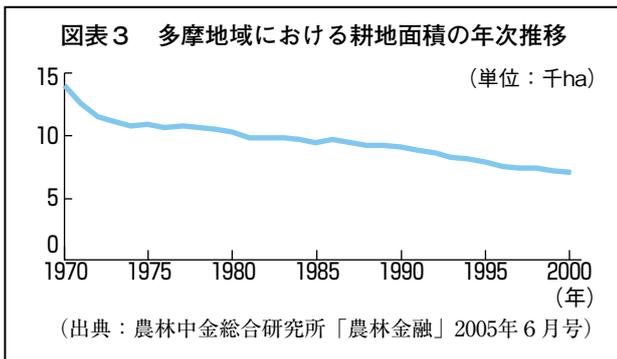
そこで、本調査では、多摩地域の農業について、現状を把握するとともに、先進的な取り組み事例をもとに、都市農業ⁱⁱⁱとして持続可能な方策を考えてみたいと思います。

2. 多摩地域の農業の現状

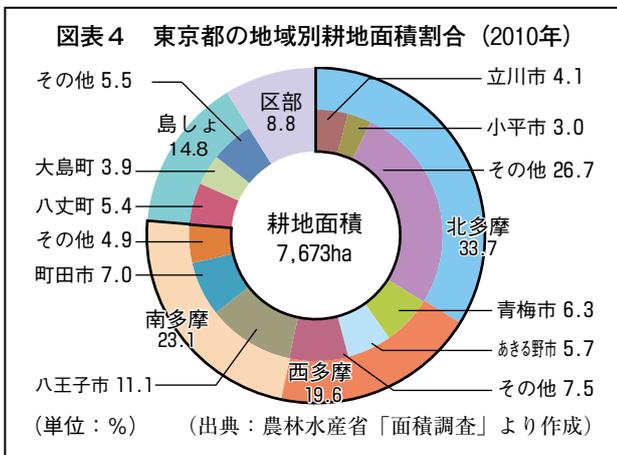
まずはじめに、多摩地域の農業の現状についてみてみます。

(1) 耕地面積

多摩地域は、戦後の高度経済成長期からバブル期にかけて、東京都心部のベッドタウンとして急速に発展してきました。それに伴い、多摩地域の農地は減少の一途をたどり、耕地面積は1970年から2000年の30年間で約半減してしまいました(図表3)。



なお、2010年の多摩地域における耕地面積は、5,863haとなっており、東京都全体の耕地面積の4分の3以上を占めています(図表4)。



(2) 農家数

農家数も同様に減少傾向にあり、多摩地域データブック(自治調査会発行)によると、多摩地域の総農家数は、1970年は26,563戸でしたが、2010年には10,196戸まで減少しています。そのうちの半数は、自給的農家^{iv}であり、残り半数を占める販売農家^vも、大部分が家族経営的なものとなっています。

また、2010年の経営耕地^{vi}面積規模別の農家数(経営体)は、1ha未満が全体の81.8%を占め、全国平均(55.5%)の割合を大幅に上回ってお

り、経営規模においても小規模となっています(図表5)。

図表5 経営耕地面積規模別農業経営体数(2010年)

経営耕地面積規模	多摩地域		全国	
	農家数(経営体)	構成比(%)	農家数(経営体)	構成比(%)
1ha未満	4,481	81.8	932,674	55.5
1~2ha未満	852	15.5	416,877	24.8
2~3ha未満	102	1.9	137,323	8.2
3~5ha未満	30	0.5	90,480	5.4
5ha以上	16	0.3	101,730	6.1
計	5,481	100.0	1,679,084	100.0

(出典: 東京都「農林業センサス東京都調査結果報告」より作成)

(3) 農産物及び出荷先

2010年の多摩地域の農産物について、販売金額の1位部門の割合をみると、通常の畑で栽培される「露地野菜」が55.0%を占め、次いで「果樹類」が17.4%、「花き・花木」が11.4%となっています。その一方で、ビニールハウスなどで栽培される「施設野菜」については4.1%となっており、「露地野菜」と比べ低い割合になっていることがわかります(図表6)。

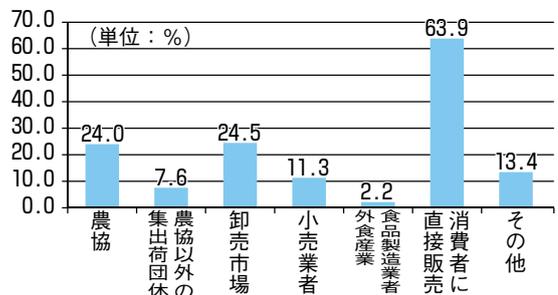
図表6 農産物販売金額の1位部門(2010年)

多摩地域	総数	部門									
		稲作	麦類作	雑穀・いも類・豆類	工芸農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き・花木	その他の作物	畜産
農家数(経営体)	4,627	77	11	169	71	2,545	190	804	529	119	112
構成比(%)	100.0	1.7	0.2	3.7	1.5	55.0	4.1	17.4	11.4	2.6	2.4

(出典: 東京都「農林業センサス東京都調査結果報告」より作成)

次に、農作物の出荷先についてみると、「消費者に直接販売」が63.9%を占め、「卸売市場」(24.5%)や「農協」(24.0%)を大きく上回っています(図表7)。

図表7 農産物出荷先別延べ経営体数(2010年)



(出典: 東京都「農林業センサス東京都調査結果報告」より作成)

直接販売する方法としては、一般的に農産物直売所がメインとなっており、多摩地域には2013年6月現在、J A東京グループが運営しているものだけでも46施設(北多摩22施設、南多摩15施設、西多摩9施設、自治調査会調べ)あ

ります。また、その他の運営主体や無人販売所など、多摩地域には直接販売する方法が数多くあるため、このような結果につながっていると考えられます。

以上のように、多摩地域の農業の現状は、「耕地面積」、「農家数」とともに減少傾向にあり、経営規模も小規模であることがわかりました。また、「農産物及び出荷先」については、「露地野菜」の販売割合が高く、「消費者に直接販売」するスタイルが主流であることもわかりました。

次章では、この現状をもとに、多摩地域の農業の課題について分析します。

3. 多摩地域の農業の課題

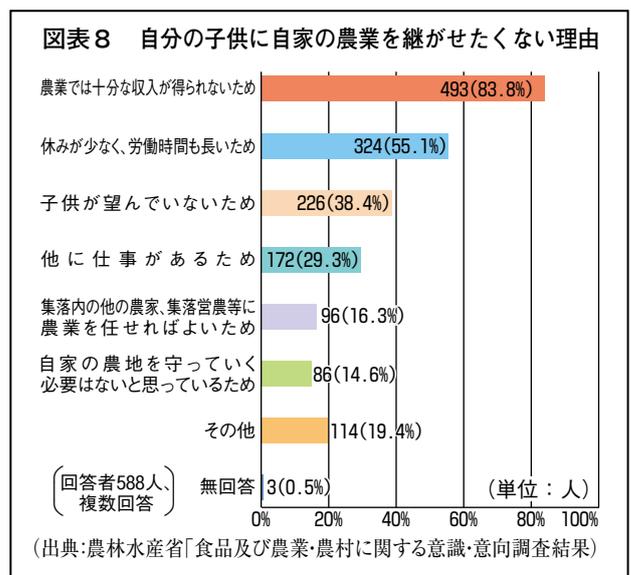
まず一点目の課題として、これは多摩地域だけではなく日本全体の課題とも言えますが、農家数の減少をいかに食い止めるかです。

多摩地域は、バブル経済期の地価高騰にとともに、農地を宅地や商業用地へ転用する動きが活発になり、農業に対して批判や否定も生まれるようになりました。

しかし、バブル経済崩壊後、地価の下落や都市化一辺倒のまちづくりに対する見直しの機運が高まるとともに、農業には農産物の供給だけでなく、都市の緑や景観の維持といった側面もあることが再評価されるようになりました。また、東日本大震災以降は、災害時のオープンスペースとして農地を利用できるなど、農業の多面的な機能についても認識され始めました。

このように、農業に対する見方は、時代とともに変化してきましたが、一度途絶えてしまった農業を再開することは非常に困難なため、これ以上の衰退を未然に防ぐ必要があります。そのためには、農家数の減少を食い止める方策を検討する必要があります。

しかし、農林水産省が行ったアンケート調査^{vii}によると、「自分の子供に自家の農業を継がせたいと思わない」と回答した農業者は、その主な理由として、「農業では十分な収入が得られないため」(83.8%)、「休みが少なく、労働時間も長いため」(55.1%)、「子供が望んでいないため」(38.4%)と回答しています(図表8)。



アンケートからは、農業者の労働に見合った対価が得られず、また、生き物相手のため休みが計画的に取れないという自分が体験した苦労とともに、そういった親の仕事内容を見てきたことにより、子どもが農業に対して将来性を持っていないという状況が推測できます。そして、このような状況は、多摩地域においても同様であると考えられます。

二点目の課題として考えられるのは、農産物に新たな付加価値を加えたり、作付け方法を工夫したりすることにより、いかに他地域との差別化を図るかです。

農作物の出荷先としては、農産物直売所を中心とした直接販売が6割を超えていますが、これは、多摩地域の農業が消費者との距離が近く、輸送時間やコストの少ない都市農業としてのメリットを活かしているためと考えられます。

しかし、最近は区部や近隣県などにも農産物直売所が多数存在し、地域間競争が激しくなっています。そのため、他地域と同じような農作物を生産しているだけでは、消費者に選んでもらうことは難しくなってしまいます。

また、農作物販売金額の1位部門において、露地野菜の割合が施設野菜に比べ高くなっていますが、露地野菜の収穫量や価格は、天候や他地域の作柄概況といった外部的な要因の影響を受けやすいため、施設野菜の割合を増やすなどの作付け方法の工夫を図る必要があると考えられます。

以上のように、多摩地域の農業の課題としては、

- ①農家数の減少をいかに食い止めるか
- ②いかに他地域との差別化を図るか

の二点が考えられます。

次章では、これらの課題に対し、どのような解決策があるのか、事例をもとに考察します。

4. 課題に対する解決策

はじめに、①の課題について考えてみます。

前章の農林水産省が行ったアンケート調査において、「自分の子供に自家の農業を継がせたいと思わない」と回答した主な理由として、「農業では十分な収入が得られないため」、「休みが少なく、労働時間も長いため」、「子どもが望んでいないため」とありましたが、これらが解決すれば農家数の減少を防げる可能性が高まります。つまり、

- A. 「農業で十分な収入を得られる」
- B. 「休みや労働時間が平均的である」
- C. 「子どもが就農を希望する」

よくなれば、①の課題を解決できると考えられます。

次に、②の課題についてですが、他地域との差別化を図る方法として考えられるのは、前述のとおり農作物に付加価値を加えることや作付け方法を工夫することですが、これらに取り組むことにより、次のような効果も見込めます。

- a. 農作物に新たな付加価値を加えることにより、より多くの消費者に選んでもらえる可能性が高まり、収入が増える。
- b. 作付け方法の工夫を図ることにより、収穫や価格の安定化が見込めるとともに、生産性の向上により、労働時間の短縮が可能となる。
- c. aとbが実現することにより、将来性のある農業経営が可能となり、農業に対する関心・興味が高まる。

この結果、

- a = A. 「農業で十分な収入を得られる」
- b = B. 「休みや労働時間が平均的である」
- c = C. 「子どもが就農を希望する」

という公式が成り立ち、つまり、②の課題を解決することができれば、①の課題についても解決できる可能性があります。

そのため、多摩地域の農業の課題に対する解決策について、農作物に付加価値を加えることと作付け方法の工夫を中心に考えます。

(1) 農作物に付加価値を加える

都市農業の一番のメリットとしては、「朝採れ野菜」といわれるような新鮮さがあげられます。しかし、消費者にとって、このようなメリットはもはや当然と受け止められており、農作物自体による差別化は、なかなか難しい状況になっています。

そこで、農作物に新たな付加価値を創出する手法として注目されているのが、農業の「6次産業化」と呼ばれる取り組みです。これは、東京大学名誉教授の今村奈良臣氏が提唱した造語で、農作物の生産（第1次産業）、食品の加工・製造（第2次産業）、流通・販売・観光（第3次産業）を掛け合わせる（ $1 \times 2 \times 3 = 6$ ）ことに由来しています^Ⅷ。

従来からある農商工連携とは異なり、6次産業化は、農家（第1次産業者）が主体となった取り組みであり、農業だけでなく地域の活性化にもつながると期待されています。

例えば、漬物やジャムといった農作物の加工だけでなく、まちおこしの手法として一大ブームとなっているB級ご当地グルメに、地元の農作物を使用することにより商品価値を高め、他地域との差別化を図っている事例があります。また、敷地内にレストランや宿泊施設などを併設し、料理の提供だけでなくイベントなどを開催することにより、新たな付加価値を提供している事例もあります。

また、6次産業化には、上記のような地域性をアピールすることにより、農作物や地域のブランド化が図れ、他の産地との差別化を図ることができるといったメリットのほか、規格外のため出荷できないような農作物にも、調理や加工により付加価値を加えることができるため、丹精込めて生産した農作物を無駄なく利用できるといった側面もあります。

付加価値創出の事例1 「秋の黄金井フェア」

小金井市では、市内の農家が東京の伝統野菜である江戸東京野菜を栽培し、それを使ったオリジナルメニューを「黄金井」として市内の飲食店が提供するという、農業と商業が手を取りあった取り組みを期間限定で毎年実施しています。

黄金井に使われる江戸東京野菜は7種類（金町こかぶ、伝統大蔵大根、しんとり菜、東京長かぶ、馬込三寸人参、伝統小松菜、亀戸大根）ありますが、これらを井ぶりだけでなく、カレーや麺類、



（出典：江戸東京野菜のまち「小金井」HP）

和菓子などに各飲食店がバラエティ豊かにアレンジしており、目も舌も楽しむことができます。また、江戸東京野菜を使った料理教室なども開催しており、黄金井を食べるだけでなく作ることもでき、参加者から好評を得ています。

付加価値創出の事例2 「弓削牧場」



▲チーズを使用したフルコース

（出典：農林水産省

「平成23年度食料・農業・農村白書」）

兵庫県神戸市で酪農を営む弓削牧場は、自家加工した乳製品を使った料理を提供する農家レストランを運営しています。このレストランは、看板商品である独自製法のフレッシュチーズの料理への活用を通じた販売促進を主目的として、1987年に開設されました。1997年以降は、牧場内でガーデンウェディングも行っており、2010年までに100組のカップルを送り出しています。

現在、このレストランは、料理などの提供の場のみならず、ワークショップやライブなどのイベントの開催、都市農業に関心をもつ人との交流の場としても活用されています。

(2)作付け方法の工夫

多摩地域の農業は、前述のとおり露地野菜に比べ施設野菜の割合が低くなっており、この点をいち早く改善できれば、台風などの天候や他地域の作柄概況などによる外部的な要因の影響を受けづらくなると考えられます。

しかし、一般的なビニールハウスなどの施設による作付け方法は、他地域でもすでに導入されており、また、土地生産性や労働生産性においても、他地域との差別化を図ることは難しい状況になっています。

そうした中、近年注目されているのが「植物工場」と呼ばれる、温度や湿度などをコンピューター管理して野菜を栽培する手法です。植物工場は、屋外の気象条件に左右されることがなく、一年を通じて安定した生産を見込めるとともに、土ではなく水槽などの水耕栽培により多段式に栽培ができるため、土地面積当たりの生産性が高いことが特徴です。また、トラクター

で畑を耕す必要もないため、軽作業が主体で効率的な生産ができます（図表9）。

図表9 植物工場内の様子



（出典：農林水産省・経済産業省「植物工場の事例集」）

さらに、植物工場は害虫などの侵入がない閉鎖された環境のため、無農薬で栽培でき、また、野菜にとってストレスの少ない環境で栽培できるため、露地野菜に比べて野菜特有のえぐみが少ないなどの利点もあります。特に、最近では技術革新や研究開発が進み、発光ダイオード（LED）を利用した新たな栽培方法により、ビタミンなどの栄養価を露地栽培より高めることができる

ようになっています。

多摩地域においても、植物工場をすでに導入している農家や産学連携で取り組んでいる事例があり、今後の都市農業の可能性として期待が高まっています。

一方で、植物工場は農業としてだけではなく、まちづくりの新たなツールとしても注目されています。

例えば、植物工場は、比較的小規模なスペースにも設置が可能なため、鳥取県鳥取市では、中心市街地の空き店舗に「まちなか植物工場」を設置しています。この取り組みにより、中心市街地の活性化とともに、市内のLED関連企業での植物工場用LEDの開発や異業種からの農業分野への参入など、新たな雇用創造につながるのではと期待されています。(図表10)。



また、長引く不況や円高などの影響で国内の製造業が立ち行かなくなり、生産拠点の集約など企業(工場)の移転や閉鎖が続いていますが、それは多摩地域においても例外ではありません。しかし、この跡地を植物工場として再利用することにより、多摩地域における新たなものづくり産業の創出にもつながり、企業が撤退した影響を最小限に抑えられる可能性があります。

5. まとめ

以上のように、多摩地域の農業は、6次産業化と植物工場の取り組みにより、「農業で十分な収入を得られ」、「休みや労働時間が平均的」となるだけでなく、地域全体の活性化にもつながる

可能性があると考えられます。その結果、農業に対する評価が見直され、子どもたちが農業の素晴らしさや重要さに気づき、「子どもが就農を希望する」ようになるのではないのでしょうか。

今回の調査で紹介した6次産業化や植物工場の取り組みにおいて、資金面やノウハウなど、越えなければならないハードルは決して低くありません。

特に、植物工場については、現段階では生産できる野菜の種類が限られているため、普及はまだまだ難しい状況にあります。しかし、将来的には、漁業のように養殖漁業と沖合漁業といったような棲み分けが進むと考えられ、都市農業の新たな可能性を秘めています。

本来農業は、人間と身近な存在であり、都市と農業というように対立して考えるべきではありません。価値観やライフスタイルが多様化した現代において、農業に対しても様々な考え方があり得ると思われ得ます。従来通りの畑だけでなく、植物工場などの施設、そして住民も利用できる市民農園といったように、都市農業としての選択肢が多摩地域の農業には数多くあります。

都市と農業が調和した多摩地域の「新たな農」が、新鮮で安全な農作物を生み出し、まちづくりの重要な役割を担い続けられるように、「たまには」多摩地域の農業について考えてみてはいかがでしょうか。

- i 数値は、2009年(ただし、日本は2012年度)。総供給熱量に占める国産供給熱量の割合で、畜産物については、輸入飼料を考慮している。
- ii 「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律」及び「市民農園整備促進法」に基づき開設されたものの各年度末現在の数値。
- iii 明確な定義は定められていないが、一般的に市街化区域及び市街化調整区域の農業を合わせて都市農業としている。
- iv 経営耕地面積が30a未満で、かつ、年間の農産物販売金額が50万円未満の農家。
- v 経営耕地面積が30a以上、又は、年間の農産物販売金額が50万円以上の農家。
- vi 所有耕地から他への貸付耕地及び耕作放棄地(以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地)を除き、他からの借入れ耕地を加えたもの。
- vii 平成21年度農林水産情報交流ネットワーク事業全国アンケート調査「食品及び農業・農村に関する意識・意向調査結果」
- viii 当初は足し算(1+2+3=6)であったが、各産業の単なる寄せ集めではなく、有機的・総合的結合が必要であり、また、第1次産業である農業が衰退、つまりゼロになってしまえば成り立たないため、掛け算とした。

放課後対策への取り組みに関する調査

—放課後子どもプランを中心に—

調査部研究員 山 岸 恵 美

1. はじめに

市町村ではこれまで、放課後などに子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができるよう、放課後子ども教室や学童保育の実施、児童館の開設などを行い、放課後対策の充実に努めてきました。

国では、総合的な放課後対策を推進するため、放課後子ども教室と学童保育の事業を連携したり、一体化したりして実施する「放課後子どもプラン」を推進しています。

しかし、最近では学童保育の待機児童問題がメディアなどで取り上げられているように、放課後対策への更なる取り組みが必要となっています。

そこで今回の調査では、多摩・島しょ地域の39市町村を対象に、「放課後対策への取り組みに関するアンケート調査ⁱ」を実施し、各市町村の放課後対策への取組状況、放課後子どもプランで求められる放課後子ども教室と学童保育の連携状況などを明らかにします。

また、子どもを預ける立場である保護者を対象に、「学童保育・放課後子ども教室に関するアンケート調査ⁱⁱ」を実施し、放課後子ども教室や学童保育に対する意識を把握します。

そして、行政と市民の両方の視点で、放課後対策を考えていきたいと思えます。

2. 国が推進する放課後対策

①放課後子ども教室と学童保育

まず、現在多くの市町村で実施されている放課後子ども教室と学童保育の概要を、図表1に示しました。

図表1 放課後子ども教室と学童保育の概要

	放課後子ども教室	学童保育
概要	地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動などの機会を提供するもの	児童福祉法第6条の3第2項に基づき、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない児童に、放課後や長期休暇中などに適切な遊び及び生活の場を提供するもの
対象児童	すべての小学生（中学生を対象とすることもできる）	（保護者が仕事などで昼間家庭にいない）概ね10歳未満の小学生
所管部署	国：文部科学省 都：教育庁	国：厚生労働省 都：福祉保健局

放課後子ども教室は、文部科学省が所管する事業で、すべての小学生を対象に、放課後などの時間を利用して、スポーツ活動や文化活動などを行う機会を提供するもので、教育的要素が強いものです。

地域の方の参画や協力を得て実施し、校庭や教室での自由な遊びの時間だけでなく、英会話体験や農作業体験、けん玉などの昔遊びなど、さまざまなプログラムが行われています。

一方、学童保育は、厚生労働省が所管する事業で、国では「放課後児童健全育成事業」と言われ、一般的には「学童保育」、「放課後児童クラブ」などと呼ばれています（本調査では、「学童保育」と記載）。また、学童保育を行う施設は、「児童クラブ」、「学童クラブ」、「子どもルーム」など、市町村によって異なる呼び方がついています。

学童保育は、保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供するものであり、福祉的要素が強いものです。学校終了後、家に帰る代わりに子どもたちが帰ってくる場所であり、そこでは、遊びの時間もありますが、宿題をしたり、リラックスしたりもでき、家庭的な場・空間となっています。

②放課後子どもプラン

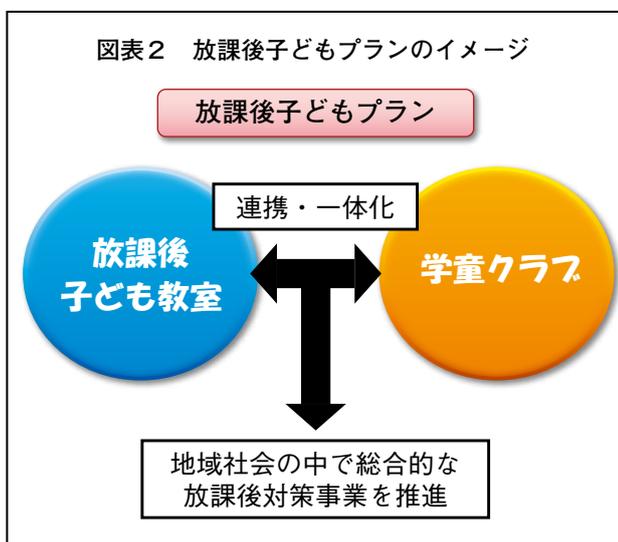
国では、地域社会の中で総合的な放課後対策事業を推進するため、平成19年度に「放課後子どもプラン」を創設し、放課後子ども教室と学童保育の連携・一体化を推進しています。

子ども・子育て白書では、放課後子どもプラン実施の背景として、

- ・放課後等に異年齢の子ども同士で遊んだり、交流したりする機会が少なくなってきたこと
- ・子どもを巻き込む犯罪や事件の増加により、子どもが安心して過ごせる場所の確保が困難になってきたこと
- ・就労や社会参加を希望する女性が増加する中、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりをより一層進める必要があることⁱⁱⁱ

を挙げています。

放課後、子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができ、さらに、地域の方との交流を通じてさまざまな体験を得られることを目的として、放課後子どもプランは創設されました。



③放課後子ども教室と学童保育の連携・一体化

これまで述べたように、放課後子ども教室と学童保育の性格はそれぞれ違うものですが、放課後子どもプランでは、両者を連携・一体化することで、放課後などに子どもたちの安全で健やかな居場所を確保し、スポーツや文化活動、地域住民との交流などの取り組みを充実させていくとしています。しかし、国では、「連携・一体化」の定義を明確にしていなかったため、何をすると“連携”で、何をすると“一体化”なのか、その解釈や定義については、市町村に委ねられている現状があります。

現在、放課後子ども教室と学童保育の“連携”を行っている自治体を見てみると、例えば、放課後子ども教室が実施する活動の一部に、学童保育に通う児童が参加できるような体制をとることや、両者のスタッフが子どもたちのプログラム作りを一緒に実施することなどが行われているようです。

④子ども・子育て関連3法での取り扱い

「子ども・子育て関連3法^{iv}」は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくためのもので、平成24年8月に成立しました。

子ども・子育て関連3法では、以下の3つのポイントが掲げられています。

■3つのポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設
- ②認定こども園制度の改善
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援

放課後対策事業については、ポイントの3つ目「③地域の実情に応じた子ども・子育て支援」の中に、学童保育の充実が掲げられています。具体的には、対象児童の年齢を小学校6年生までに拡充することや、学童保育で働く指導員の処遇の向上などが検討されています。

3. 多摩・島しょ地域市町村の放課後対策の実施状況

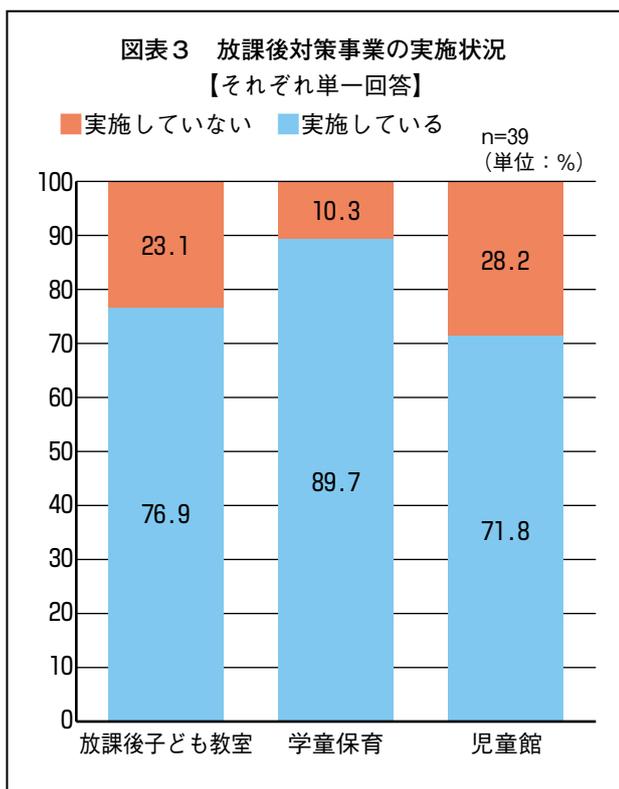
ここでは、多摩・島しょ地域の市町村を対象に行った「放課後対策への取り組みに関するアンケート調査」の結果を中心に、放課後対策事業の実施状況や放課後子ども教室と学童保育の連携状況などを確認します。

〈アンケート概要〉	
対 象	多摩・島しょ地域の39市町村
実施期間	平成25年11月29日(金) ～12月13日(金)
実施方法	Eメールによる配付
有効回答	39

①放課後対策事業の実施状況

図表3は、多摩・島しょ地域市町村における、放課後子ども教室、学童保育、児童館の実施（設置）状況を示したものです。

いずれも、7割以上の団体が実施（設置）していますが、特に、学童保育に関しては、約9割の団体が実施しており、学童保育が放課後対策事業の核となっていることがわかります。



②学童保育待機児童の状況

東京都福祉保健局のデータ^vでは、平成25年5月1日現在、多摩・島しょ地域の市町村には、32団体に694の学童保育施設が設置されており、32,634人の児童が登録されています。

しかし、18団体に合計801人の待機児童がおり、半数以上の団体に待機児童を抱えている現状があります。

③「放課後子ども教室」と「学童保育」の連携状況

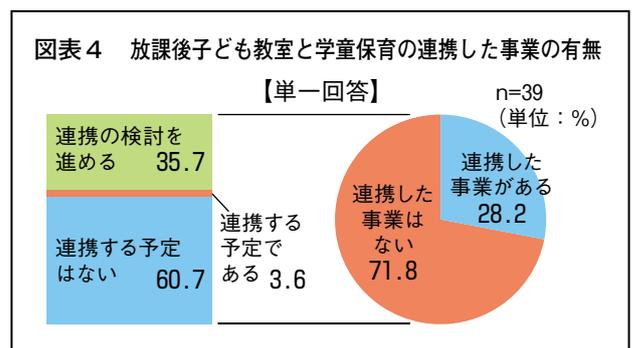
図表4は、多摩・島しょ地域市町村における、放課後子ども教室と学童保育の連携状況を示したものです。

ここでいう連携した事業とは、放課後子ども教室と学童保育にいる児童が交流を持つような事業を行うことや、これまでいずれかでやっていた事業に、放課後子ども教室または学童保育の児童が参加できるような形で事業を行っていることなどを言います。

このような放課後子ども教室と学童保育が連携した事業を行っている団体は約3割であり、残りの約7割の団体では連携した事業を行っていないことがわかりました。

また、現在連携した事業はないと回答した団体に、今後の連携の可能性を聞いたところ、約6割の団体が「連携する予定はない」と回答しています。

さらに、「連携する予定はない」団体にその理由を伺ったところ、「連携するかどうか検討したことがない」という理由が多く挙がり、放課後子ども教室と学童保育の連携に関しては、現状として消極的な傾向であることがわかりました。



④ 「放課後子ども教室」と「学童保育」の連携における課題

図表5は、多摩・島しょ地域市町村が、放課後子ども教室と学童保育が連携した事業を実施する場合の課題認識（現在連携を実施していない団体は、連携をずとした場合に想定される課題認識）について、現在実施している団体と、実施していない団体を比較したものです。

現在連携した事業を実施している団体については、課題として、「連携できるような事業内容の作成」との回答が90.9%と最も多く、次いで「学校など、利用施設との調整」、「放課後子ども教室と学童保育の連携を総合的に調整するコーディネーターの確保」がいずれも81.8%となっています。

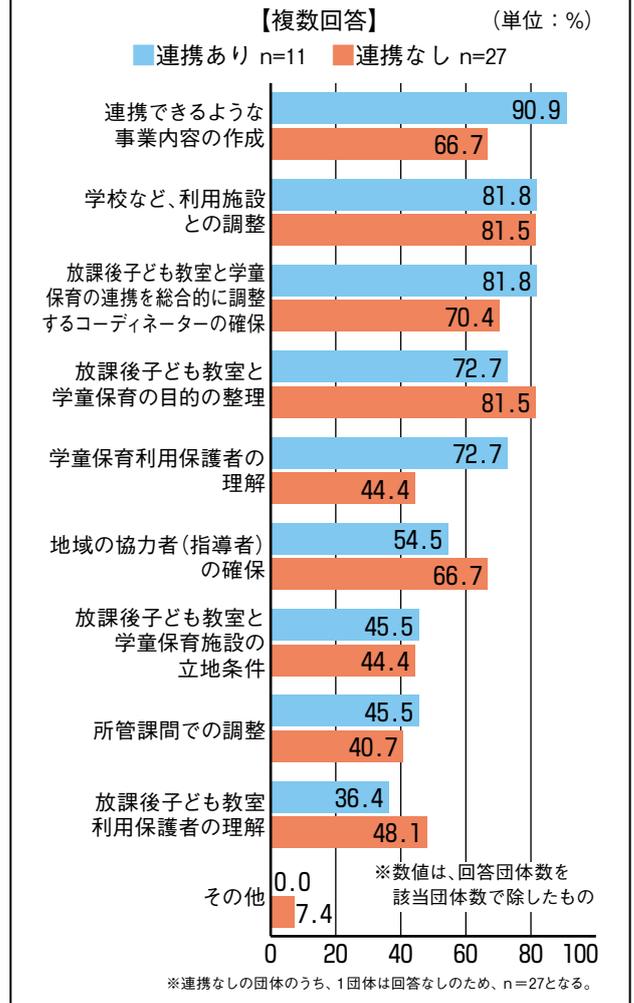
一方、連携した事業を実施していない団体については、「学校など、利用施設との調整」、「放課後子ども教室と学童保育の目的の整理」がいずれも81.5%と最も多く、次いで「放課後子ども教室と学童保育の連携を総合的に調整するコーディネーターの確保」が70.4%となっています。

「連携できるような事業内容の作成」については、連携した事業を実施していない団体でも66.7%が課題として挙げていますが、現在連携した事業を実施している団体90.9%と比べると、その認識にはギャップがあります。実際に連携を行った時に、想像以上に事業内容を考えることが難しいと想定されます。

同様に、「学童保育利用保護者の理解」についても、連携した事業を実施している団体72.7%に対し、連携した事業を実施していない団体が44.4%の回答となっており、これについても認識の差が大きくなっています。

このように、実際に連携した事業を実施する場合、当初想定していなかったことが課題として挙げたり、想定以上の課題となったりする可能性があります。

図表5 放課後子ども教室と学童保育が連携した事業を実施する場合の課題（想定される課題を含む）



4. 市民が求める放課後対策

ここでは、多摩・島しょ地域在住の住民（保護者）を対象に行った「学童保育・放課後子ども教室に関するアンケート調査」の結果から、放課後子ども教室と学童保育に対する市民の意識を確認していきます。

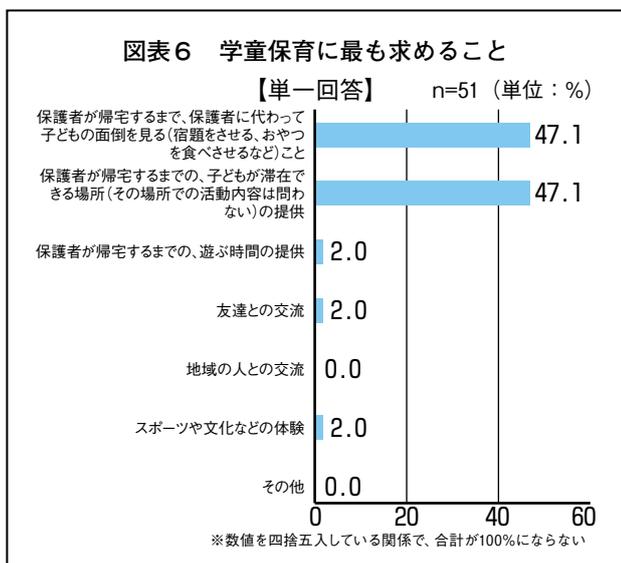
〈アンケート概要〉

対 象 多摩・島しょ地域在住で、夫婦共働き又はひとり親で働いている家庭で、小学生の子を持つ方（労働形態は、いずれもフルタイム・パートタイムは問わない）
 実施期間 平成25年12月20日（金）～12月24日（火）
 実施方法 インターネットによる簡易調査
 有効回答 206

①学童保育に対する意識

図表6は、今回のアンケート調査で学童保育に登録している、または登録を希望したが登録できなかったと回答した51の方に、学童保育に最も求める（期待する）ことを聞いたものです。

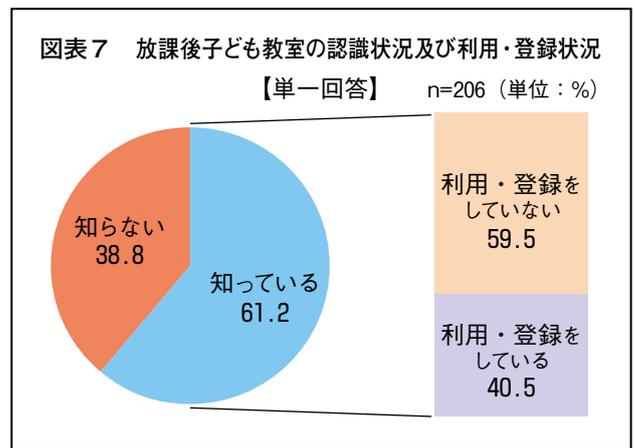
児童の学年によって、保護者の意識に若干の違いはあるかもしれませんが、「保護者が帰宅するまで、保護者に代わって子どもの面倒を見る（宿題をさせる、おやつを食べさせるなど）こと」、「保護者が帰宅するまでの、子どもが滞在できる場所（その場所での活動内容は問わない）の提供」との回答がいずれも47.1%と最も多くなっています。保護者が帰宅するまでの間、保護者に代わって子どもの面倒を見てほしいと考えている保護者と、その場所での活動内容は問わないが、子どもが滞在できる場所を確保したいと考えている保護者がおり、意識は二つに分かれていることがわかります。



②放課後子ども教室に対する意識

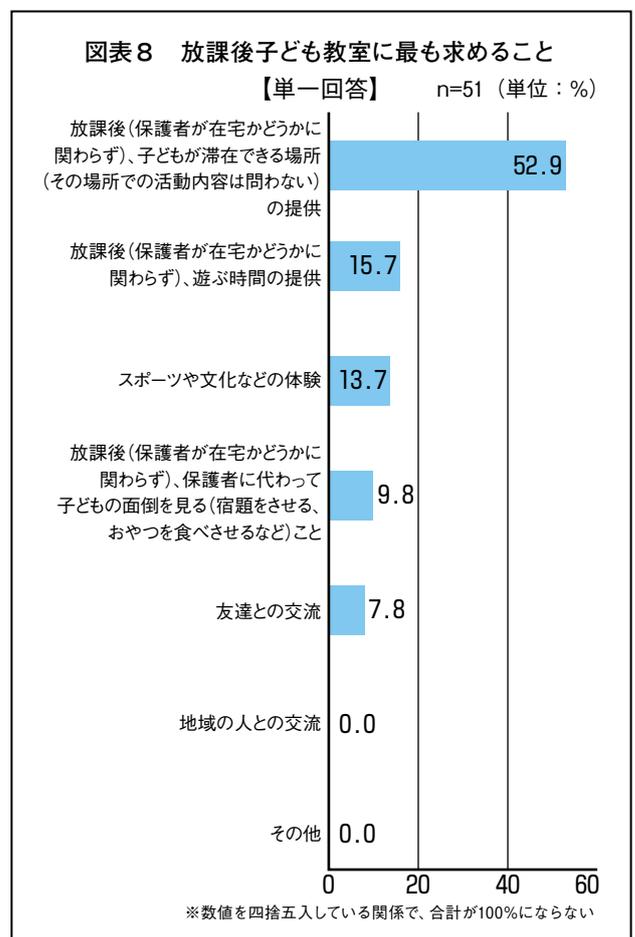
次に、放課後子ども教室について確認します。図表7は、放課後子ども教室の認識状況及び利用・登録状況を聞いたものです。

61.2%と半数以上の方が、放課後子ども教室について知っていると答えており、そのうちの約4割の方が放課後子ども教室を利用・登録していることがわかります。



図表8は、放課後子ども教室を利用・登録している方(51人)に、放課後子ども教室に最も求める（期待する）ことを聞いたものです。

「放課後(保護者が在宅かどうかに関わらず)、子どもが滞在できる場所（その場所での活動内容は問わない）の提供」との回答が52.9%と最も多くなっています。放課後子ども教室を利用・登録している保護者の多くが、放課後、子どもが滞在できる場所を求めている傾向にあることがわかります。

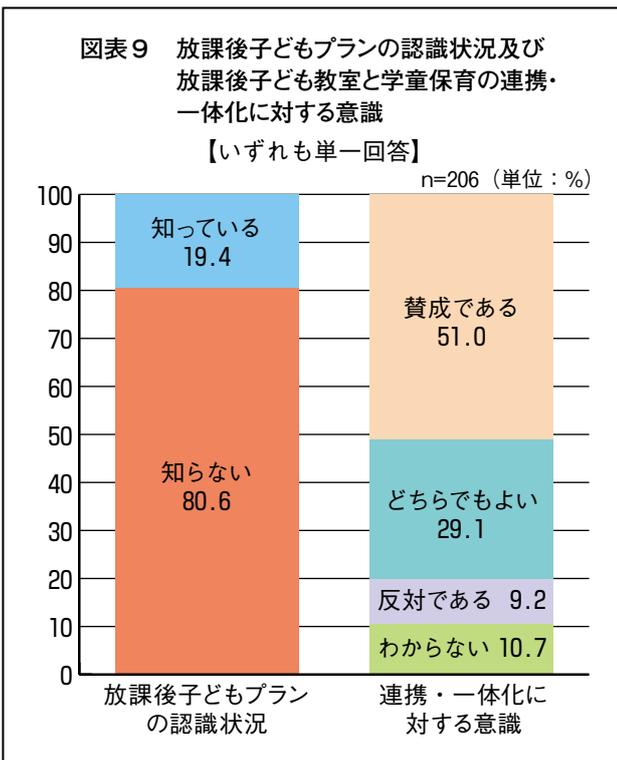


③「放課後子ども教室」と「学童保育」の連携・一体化に対する意識

図表9は、放課後子どもプランの認識状況と放課後子ども教室と学童保育の連携・一体化に対する意識について聞いたものです。

約8割の方が、国が総合的な放課後対策を進めるために実施している放課後子どもプランを知らないと回答しており、放課後子どもプランの認識度はまだまだ低い状況であることがわかります。

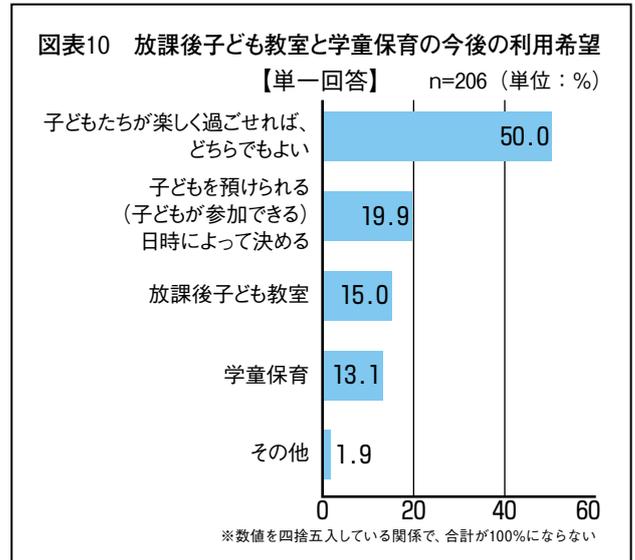
その一方で、放課後子ども教室と学童保育の連携・一体化を進めることについて聞いたところ、約半数の方が「賛成である」と回答し、次いで約3割の方が「どちらでもよい」と回答しています。



図表10は、放課後子ども教室と学童保育の今後の利用希望を聞いたものです。「子どもたちが楽しく過ごせれば、どちらでもよい」との回答が50.0%と最も多く、次いで「子どもを預けられる（子どもが参加できる）日時によって決める」が19.9%となっています。

これらのアンケート結果から、国が進める放課後子どもプランに対する認識度は低いもの

の、放課後子ども教室と学童保育の連携・一体化に反対する人は少ないことがわかります。放課後子ども教室と学童保育は、その実施目的は異なりますが、子どもたちが放課後楽しく過ごせれば、どちらでもよいという保護者の意識があると考えられます。



5. 今後の放課後対策に求められること

これまでの考察から、これからの総合的な放課後対策を考えたとき、以下のことが求められると考えられます。

- ①学童保育の待機児童対応
- ②子どもたちが楽しく過ごせるプログラムの実施
- ③放課後子ども教室と学童保育が連携できるようなプログラムの検討

①学童保育の待機児童対応

前述のとおり、平成25年5月1日現在、多摩・島しょ地域の市町村では、18団体、合計801人の待機児童を抱えています。

子ども・子育て関連3法では、学童保育の対象年齢が小学校6年生までに拡大する方針であり、今後さらに学童保育への申し込みが増えることが予想され、学童保育の待機児童に対する対応が一層求められるようになると考えられます。

②子どもたちが楽しく過ごせるプログラムの実施

市民アンケートでは、放課後子ども教室と学童保育の今後の利用希望として、「子どもたちが楽しく過ごせれば、どちらでもよい」という回答が半数ありました。これは、子どもたちには放課後楽しい時間を過ごしてほしいという保護者の気持ちを表しているものと考えられます。放課後、保護者のいない環境でも楽しく過ごすことのできるプログラムの用意が求められているとも言えます。

また、「楽しく過ごす」の意味には、下校時を含めて、子どもたちが安全で安心して過ごすことのできる環境を整えることが前提としてあり、ハード面の整備だけでなく、指導員の確保や見守りなどでの地域の協力を一層進めていくことが求められます。

③放課後子ども教室と学童保育が連携できるようなプログラムの検討

前述のとおり、現状、多摩・島しょ地域では、約7割の団体が放課後子ども教室と学童保育が連携した事業を実施していませんが、そのうち約4割の団体が、今後連携した事業の実施を検討しています。また、市民アンケートでは、連携・一体化に「賛成である」と半数以上が答えており、市民のニーズは一定程度あると考えられます。このような結果から、今後は、放課後子ども教室と学童保育とが連携した事業も求められてくるものと思われます。

その場合、放課後子ども教室と学童保育が連携できるようなプログラムを検討していくことになりますが、すでに連携した事業を行っている団体では、「連携できるような事業内容の作成」が課題として多く挙げられており、連携した事業を行う大変さがうかがえます。

放課後対策事業の総合的な調整を担うコーディネーターを中心に、関係部署、指導員などのさまざまな主体間が情報交換し、アイデアを集結することで、連携した事業のプログラムを考えることが可能になるのではないのでしょうか。

6. おわりに ー放課後子ども教室と学童保育の連携・一体化を考えるー

今回の調査では、市町村の総合的な放課後対策を考えるうえで、放課後子ども教室と学童保育を中心に、多摩・島しょ地域の市町村の現状や市民の意識を確認してきましたが、これまで述べてきたように、放課後子ども教室と学童保育は、それぞれの目的・役割が異なり、その目的に沿った制度となっています。

放課後子ども教室は比較的新しい取り組みですが、既に多くの自治体で行われているもので、今や放課後対策の一事業として当たり前のものとなっています。また、学童保育についても、児童福祉を維持・向上する観点から従来市町村が担ってきたものです。

一昔前は、児童館や図書館などを除き、放課後の子どもたちの居場所を市町村が自ら提供することはありませんでした。しかし、核家族化による放課後の子どもの孤立、共働き世帯の増加、子育てと仕事の両立の支援、子どもを巻き込む犯罪などの増加など、さまざまな社会的変化に伴い、市町村の役割も変化し、子どもたちの放課後を地域で支える仕組みを構築する役割を担うようになりました。

このように、市町村が放課後対策の役割を多く担うようになった状況で、総合的な放課後対策を考えたときに、放課後子ども教室と学童保育での合同プログラムの実施や、学童保育利用児童の放課後子ども教室への参加を促進することは、子どもの遊びの幅や人的交流を増やすことにつながり、結果的に子どもたちがさらに楽しく過ごせることにつながるかもしれません。特に、放課後子ども教室と学童保育を同じ場所や敷地内で実施している場合は、移動なども比較的口たんに行うことができるため、両者が連携した事業実施のハードルを下げることも可能ではないでしょうか。

一方、学童保育を利用する子どもの中には、放課後ゆっくりしたい、家庭にいるようにリラックスしたいと思う子どももいることを考え

ると、家庭的な場を確保しておくことも必要です。

放課後子ども教室と学童保育の連携・一体化を前提として、真に子どもたちのためになる放課後対策を考えたとき、両者はそれぞれ別の目的で始まった事業であり、その役割も異なることをしっかり認識しなければなりません。一体化に関してもその是非が問われているところです。

まずは、子どもたちに何が必要なのかを考え、連携をする場合は、放課後子ども教室と学童保育それぞれの事業が、それぞれの目的・役割を果たしながら、必要に応じて互いに補完していくことが理想的な形ではないでしょうか。

調査を終えて

筆者が仕事を持った子育て中の友人たちと話をする中で、「子どもが学童保育の待機児童になってしまい仕事との両立に困っている」、「学童保育がつまらないと言っに行かなくなった」、「仕事から学童保育のお迎えが間に合わない」、「本当はもっと子どもと一緒にいて遊んであげたい」など、さまざまな意見を聞くことがあります。

子どもたちが何を求めているのか、保護者が何を必要としているのか、そのニーズはさまざまであることが本調査でもうかがえましたが、いずれにしても、これからの時代を担う子どもたちの健全な成長のために、放課後対策に関する取り組みは必要不可欠なものであると考えます。

今回の調査が、今後の放課後対策を検討する際の参考となれば幸いです。

- i 多摩・島しょ地域39市町村を対象に、平成25年11月1日を基準日として、(1)市町村が実施する放課後対策への取組状況(放課後子ども教室、学童保育、児童館の実施・設置状況など)、(2)放課後子どもプランの実施状況(事業計画の策定状況、放課後子ども教室と学童保育とが連携した事業の有無・課題など)、(3)今後の放課後対策事業について、アンケート調査を行いました。
- ii 多摩・島しょ地域在住で、夫婦共働き又はひとり親で働いている家庭(労働形態は、いずれもフルタイム・パートタイムは問わない)を対象に、(1)学童保育に対する意識、(2)放課後子ども教室に対する意識、(3)放課後子ども教室と学童保育の連携に対する意識について、アンケート調査を行いました。
- iii 「子ども・子育て白書 平成24年版」(平成24年9月 内閣府)より引用
- iv 子ども・子育て関連3法とは、「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)」の3つを合わせたものをいいます。
- v 東京都福祉保健局「学童クラブ実施状況(平成25年5月1日現在)」

「読書シティ宣言」プロジェクト事業について ～山形県村山市～

1. はじめに

山形県のほぼ中心に位置する村山市。総務省が毎年発表している「市町村の活性化施策事例集」に、平成20年度から平成24年度まで5年連続で市の事例が掲載されました。5年連続で掲載されたのは、全国で村山市を含め2自治体のみです。今回は、この村山市の事例の中から、平成23年度に掲載された「読書シティ宣言」プロジェクト事業を紹介します。

2. 村山市立図書館について

昭和54年に開館した旧図書館は、戦前の古い建物を活用したものであったため、市では長年、図書館の整備が懸案となっていました。そのような中、平成22年5月に総合文化複合施設「飴葉（しょうよう）プラザ」が開設され、その中核施設として新図書館がオープンしました。

平成25年10月現在、蔵書数は約9万8,000冊、年間利用者数は延べ約15万人（ちなみに村山市の人口は約2万6,000人）となっています。

館内で特に興味深いものとして、館内の音を遮り、集中して読書ができる「静読室」があることや、自動貸出機が設置されていることが挙げられます。



▲図書館内部の様子

3. 「読書シティ宣言」プロジェクト事業

この事業は、平成22年度に新図書館が開館したことや、ちょうどその年が国民読書年であっ

たことなどをきっかけとして始まりました。読書活動を推進することにより、学習意欲を喚起し、文字や言葉を次世代に伝え、心豊かな市民生活と活力あふれる社会をつくることを目的としています。

主な事業としては次のものがあり、市民から好評を得ています。

◎全国読書川柳コンクール

→毎年10月に本や図書館に関する川柳を全国から募集。平成24年度は約5,000句の応募があった。この応募に先だって、「川柳ステップアップ教室」も実施している。

◎プレママの絵本づくり

→赤ちゃんを授かったお母さんが、お腹のわが子に贈る「世界で1冊だけの手づくり絵本」を作るというものである。

◎夜の図書館

→季節ごとに1回、土曜日の開館時間を夜9時30分まで延長。館内の照明を落とし、音楽を流し、普段とは違った幻想的な雰囲気を作り出している。

◎郷土資料コーナー

→郷土資料約1万部を揃え、閲覧可能としている。

4. これまでの成果及び今後の展望

旧図書館では、例年2万7,000人程度であった年間利用者が、新図書館開館後の平成24年度には約15万人に増加し、市民一人当たりの図書貸し出し数も大きく伸びました。これは、市民の読書に対する関心や図書館への興味が高まったことによると言えます。

今後、市では、より多くの市民に利用してもらえるように、引き続き魅力的な図書館づくりを考えていくとともに、読書活動の推進につながる全国初の事業として、「読書シティ宣言」のPRに一層努めていくこととしています。

「ポイント制定員管理」の導入による自律的で柔軟な組織体制の構築 ～福岡県福岡市～

1. はじめに

福岡市では、平成25年6月に策定された「行財政改革プラン」の柱の一つである「チャレンジする組織改革」の実現に向け、平成26年度組織編成から、各局区（各局と市内行政区）が自律的に改革を推進していくためのツールとして「ポイント制定員管理」を導入しています。

これは組織編成権の大幅な委譲を受けた局区が、限られた人員・財源の中で、現場に即した弾力的な体制を構築することを狙いとした新たな組織編成手法です。今回は、この職員定数管理・人員配置の先駆的な取り組みである「ポイント制定員管理」について紹介します。

2. 「ポイント制定員管理」とは

この手法は、職員や嘱託員の人件費を局区ごとにポイント換算し、ポイント管理による総人件費の抑制を図りながら、各局区長の責任と権限で、柔軟に組織編成を行うものです。

各局区では、今年度当初の組織人員の経費をベースに配分されたポイントの範囲内で、ポイント制の特徴を生かしながら、業務の質と量に見合った効率的で効果的な組織体制となるよう、創意工夫により編成に取り組むこととなります。

例えば、業務点検し、「どの役職が何人必要か」、「定型業務には嘱託員を活用する」など、人員配置は総ポイント内でやりくりして行われます。

ポイントは、各職位（局長級から係員）の平均給与を基に係員を100として、職位ごとに値が決められています【図1】。このポイント制では、業務量や職務能力を測定してポイント化するのではなく、職責により定められる職位ごとの人件費に応じてポイントが設定されます。

【図1】 職位別ポイント表

職員	ポイント	嘱託員	ポイント	嘱託員	ポイント
局長級	210	A職	90	E職	40
部長級	190	B職	80	F職	30
課長級	170	C職	70		
係長級	140	D職	60		
係員	100	D職	50		

※嘱託員は、職責に応じ、便宜上A～F職と表示

【図2】はこの手法の導入により、各職場において専門性の高い業務と低い業務の区分けが促進され、業務の質と量に応じた柔軟な人員配置が可能となることを示す例です。ポイント制を生かすことで、総人件費を抑制しつつ組織の最適化、組織力の最大化を図ることができます。

【図2】 ポイント制の導入イメージ

（係員と嘱託員D職の業務・人員を見直し、専門性が低い定型業務に嘱託員F職を充てた例）

職位等	ポイント	現行		変更後	
		職員数	総ポイント	職員数	総ポイント
局長	210	1	210	1	210
部長	190	5	950	5	950
課長	170	17	2,890	17	2,890
係長	140	64	8,960	64	8,960
係員	100	175	17,500	172	17,200
嘱託員D職	60	75	4,500	65	3,900
嘱託員F職	30	0	0	30	900
合計		337	35,010	354	35,010

さらに、業務体制や方法の見直しの結果、生み出されたポイントの剰余分は、1ポイント＝68,000円のレートで予算に交換するか、翌年度に繰越すかを選ぶことができ、組織改革のモチベーションを上げる工夫がなされています。

なお、委託により体制を見直す場合は、配分ポイントを予め交換して予算措置を行うことができます。例えば、係員10人がかりの業務を全委託すると、【減員分のポイント（1,000ポイント：6,800万円）－委託料（例5,000万円）＝剰余分（1,800万円）】がインセンティブとなり、剰余を他の事業予算へと交換することなどが可能となります。

このポイント制では、局区での組織編成に際し職員定数をいったん人件費に比例してポイント化するものの、編成後は総務企画局にて本来の定数（人数）単位の管理に戻されます。実際に誰をどこに配置するか的人事は最後に行われます。

3. 組織の最適化と組織力の最大化を目指して

この手法の特徴は、組織編成のベースを従来の職員数や役職者数といった「人数」単位から「人件費」単位で捉えた発想の深化にあります。ポイント値は、同じ職員1人でも経費が異なることを如実に表しています。組織編成権の委譲と経費起点の構築により、組織は自律性と柔軟性を持ち、コスト意識の向上とともに、現場の実情を踏まえた人員配置の促進が期待されます。

※【図1】・【図2】ともに福岡市総務企画局行政部組織調整課からの提供資料より作成

「かゆいところに手が届く！多摩・島しょ自治体お役立ち情報」調査テーマの募集

自治体職員が日頃知りたいと感じている身近な事項等について調査し、「かゆいところに手が届く！多摩・島しょ自治体お役立ち情報」として本紙上で発表していきます。

平成26年度の調査テーマを選ぶ際の参考としますので、取り扱うテーマについて要望があれば、下記の要領でお知らせください（募集対象は、多摩・島しょ地域市町村の職員に限らせていただきます。）。

- **募集内容** 他の自治体等の動向を把握したいと考えている身近な事項、タイムリーな行政課題等
- **募集期間** 平成26年2月18日(火)～3月10日(月)
- **募集方法** 「調査項目及び内容、所属市町村名・部課名、氏名」を記入し、Eメール又はファックスで（公財）東京市町村自治調査会までお送りください（市町村ごとに取りまとめる必要はありません）。
メールアドレス tama005@tama-100.or.jp
ファックス 042-384-6057
※送信時のタイトルに「かゆいところに手が届く テーマ要望」と記載してください。
確認のため受信後3日以内（土曜日、日曜日を除く。）に御連絡します。
- **テーマの選定** 応募のあった意見を参考に、より多くの職員の方に役立つテーマを決定し、順次本紙上でお知らせします。
※提案者の氏名などは公表しません。

編集後記

この冬は昨年同様に雪が大量に積もるとのことだ。理由は、海水温の上昇によって日本海での水蒸気供給量が増えることだと書いてあった。豪雪地帯の住民にとっては大問題である。

また、スキーを愛好する者やスキー場関係者にとっても、スキーができる程度に積雪がなくては困るが、降りすぎて道路やスキー場が閉鎖されるほどの豪雪も困るのだ。

今シーズンが、積雪地帯の住民やスキー場、スキーヤーにとって程よい積雪となることを願うばかりだ。

話は変わるが、筆者がスキーを教えていてよく感じるのが、教える側の伝えたいことと、教えられる側の受け止め方が人それぞれ違うことだ。

この違いを埋めるのは、覚えてほしい1つの目標に対する体の使い方や表現の仕方などを工夫し、教え方のバリエーションを増やす努力をすることと、お互いのコミュニケーションをよくすることだと思う。

そのために必要なのは、何より場数を踏み経験を重ね、時には失敗するかもしれないことにもチャレンジすることだと思っている。

このような経験は、近所づきあいのもとより、仕事にも役立っていると感じる。

人それぞれいろいろな趣味をお持ちだと思うが、どんな趣味の中にも仕事に役立つことが隠れていると思うので、特に長く続けている趣味があれば、一度振り返って考えて頂きたい！

必ず役立つことが見つかると思う。

(T.U)

発行 公益財団法人 東京市町村自治調査会
〒183-0052 東京都府中市新町2-77-1 東京自治会館 4階
TEL：042-382-0068
URL：http://www.tama-100.or.jp/
責任者 石井 恒利